

別表 1（第 8 関係）

1 次検査の方法

種苗の種類	検査の種類	対象検疫有害動植物等	方法の詳細
1 草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	ふるい別検査	ヒメアカカツオブシムシ、ローデシアマメゾウムシ等の検疫有害動物	規程別表第 1 に掲げる数量についてふるい別すること。
	病徴・標徴検査	麦角、菌核、黒穂、ゴール等	ルーペを用いて病徴、標徴等の異常を識別すること。
2 果樹、森林植物、観賞用植物等の苗木類（部分、接穂等を含む。）	病徴・標徴検査	サビイロハマキ、かんきつそうか病菌等の検疫有害動植物	明るい場所又は照明下の検査台上で検疫有害動物の卵、幼虫、成虫等の有無、検疫有害植物の寄生による病徴、標徴等の異常、線虫の寄生による根腐れ、ゴール等の異常をルーペ、ピンセット等を用いて検査すること。
3 グラジオラス、すいせん、ダリア、チューリップ、ゆり、わけぎ等の球根類	〃	キュウコンコナカイガラムシ、ゆり炭そ病菌等の検疫有害動植物	
4 キャッサバ、さつまいも等の塊根、さといも、ばれいしょ、やまのいも等の塊茎等のいも類	〃	クシコメツキ、さつまいもつる割病菌等の検疫有害動植物	

（注）（１） 1 次検査において麦角又は菌核等の存在を認めた場合、2 次検査の麦角、菌核検査を実施するものとするが、大粒種子（おおむねダイコン種子程度以上の大きさの種子）については、1 次検査を実施する場所において 20,000 粒重のサンプルから麦角又は菌核の選出を実施し、選出した麦角又は菌核の秤量、同定等については 2 次検査を行う場所において実施することができるものとする。

（２） この表に掲げる検査のほか、容器包装についても綿密に検査するものとする。